

定 款

J トラスト株式会社

J ト ラ ス ト 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、J トラスト株式会社と称し、英文では、J Trust Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1 株式又は持分の保有による事業会社（外国会社を含む。）その他これに準ずる事業体の事業活動の支配及び管理
- 2 前号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、240,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。
取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第18条 当会社は、取締役会を置く。

(員 数)

- 第19条 当会社には取締役15名以内を置く。

(選 任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

- 第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第24条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第27条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(員数)

第28条 当会社に監査役6名以内を置く。

(選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役会)

第31条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第35条 当社は、会計監査人を置く。

(選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 期末配当金又は中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

1977年	3月18日	設立
1989年	7月20日	変更
1990年	7月24日	変更
1991年	3月15日	変更
1992年	3月16日	変更
1995年	2月22日	変更
1996年	3月14日	変更
1996年	6月26日	変更
1998年	3月24日	変更
1998年	6月29日	変更
1998年	7月1日	変更
1999年	6月29日	変更
2000年	6月29日	変更
2001年	6月28日	変更
2002年	6月27日	変更
2003年	6月27日	変更
2004年	6月29日	変更
2005年	6月29日	変更
2006年	6月29日	変更
2008年	6月27日	変更
2009年	6月26日	変更
2010年	6月29日	変更
2011年	6月29日	変更
2012年	6月27日	変更
2014年	6月26日	変更
2016年	6月29日	変更
2019年	6月26日	変更
2020年	1月1日	変更 (附則の削除)